

## 6 保育料と給食費について



### 1 保育料・給食費の算定方法

3号認定（0歳～2歳児クラス）の保育料（利用者負担額）及び1号・2号認定（3歳～5歳児クラス）の給食費（副食費）の徴収の有無は、保護者・世帯員（父・母・扶養義務者）の市区町村民税所得割額の合計額により、石垣市の利用者負担額階層表（14ページ）及び副食費階層表（15ページ）に基づいて算定します。

また、前期保育料（4～8月分）は令和5年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3月分）は令和6年度の課税額で算定します。

#### 例) 令和6年度の保育料・給食費を決定するとき

年	令和6年						令和7年					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課税年	前期(令和5年度の課税額で算定)					後期(令和6年度の課税額で算定)						
収入	(令和4年1月～12月分の収入)					(令和5年1月～12月分の収入)						

9月以降の保育料及び給食費徴収の有無は、令和6年度の市区町村民税を確認後、変更があった方のみ通知します。

### △ 保護者の課税情報が確認できないときは、保育料が最高額になります △

#### ◆保護者が他市町村在住だった世帯

課税年の1月1日時点で他市町村在住の方は、課税情報が確認できません。正しい保育料を算定するために、市町村民税課税証明書をご提出ください。

※保護者2人とも他市町村在住だった場合は2人分必要です(非課税や扶養控除に入っている場合も必要)。マイナンバーの提供により、提出を省略することができます。

#### ◆保護者が収入申告を行っていない世帯

収入申告を行っていない方は税額が確認できないため、最高額で算定します。正しく算定をするためには、お早めに収入申告を行ってください。

●収入がなかった方も申告が必要です。

●扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

(税申告については、石垣市税務課(TEL:87-9025)へお問い合わせください)

## 2 保育料について（3歳児未満：0～2歳児クラス）

3号認定の給食費は保育料に含まれています。

第3子以降はすべての階層において無料です。（階層によって、子のカウント基準が違いますのでご注意ください。）

3号認定利用者負担額（保育料）階層表（単位：円）							
多子カウント基準	階層区分	定義	第1子		第2子		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
年齢にかかわらず、世帯中最年長の子から第1子とする。	A	生活保護受給世帯	0	0	0	0	
	B1	市町村民税非課税世帯	母子父子、障がい児（者）のいる世帯	0	0	0	0
	B2		B1以外の世帯	0	0	0	0
	C1	所得割額48,600円未満【均等割のみ課税を含む】	母子父子、障がい児（者）のいる世帯	7,000	6,900	0	0
	C2		C1以外の世帯	15,000	14,700	7,500	7,350
	D1	市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 57,700円未満	22,000	21,600	11,000	10,800
D2	57,700円以上 97,000円未満		26,500	26,100	13,250	13,050	
D3	97,000円以上 134,000円未満		34,000	33,400	17,000	16,700	
D4	134,000円以上 169,000円未満		36,000	35,400	18,000	17,700	
D5	169,000円以上 301,000円未満		39,000	38,300	19,500	19,150	
D6	301,000円以上 397,000円未満		42,000	41,300	21,000	20,650	
D7	397,000円以上	49,600	48,800	24,800	24,400		

ただし、母子父子世帯および在宅障がい児（者）のいる世帯について、市町村民税所得割額48,600円以上97,000円未満の場合の利用者負担額は次のとおりとする。

階層区分	定義	第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
D1-1	所得割額48,600円以上77,101円未満	9,000	8,800	0	0
D2-1（※）	所得割額77,101円以上97,000円未満	26,500	26,100	13,250	13,050

※D2-1階層は、小学校就学前の児童の中で最年長の子どもを第1子とする。（上の子どもが保育所等を利用している場合に限るが、認可外施設は該当しない。）

伊原間保育所（へき地保育所）			
階層区分	定義	保育料（標準時間）	
		第1子	第2子
A～B2	定義については、上記の表と同じ	0	0
C1		7,000	0
C2～D7		10,000	7,500
D1-1		9,000	0
D2-1		9,000	7,500

### 3 給食費の徴収について（3～5 歳児クラス）

1号・2号認定は給食費（副食費）のみ徴収があります（令和元年10月より保育料は無償化の対象となっています）。

保護者（父・母・扶養義務者）、世帯員の市区町村民税所得割額の合計額により、下の階層表に基づいて徴収の有無を決定します。

第3子以降はすべての階層において免除となります（階層によって、子のカウント基準が違いますのでご注意ください）。

給食費の額は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください（公立施設は子育て支援課）。

2号認定副食費（給食費）階層表			
多子カウント基準	階層区分(市町村民税)	第1子	第2子
年齢にかかわらず、世帯中最年長の子から第1子とする。	第1階層 (生活保護世帯)	免除	免除
	第2階層 (市町村民税非課税世帯)		
	----- ひとり親・障がい児(者)のいる世帯		
	第3階層 (所得割額 48,600 円未満)		
	----- ひとり親・障がい児(者)のいる世帯		
小学校就学前の児童の中で最年長の子を第1子とする。  ※上の子どもが保育所等を利用している場合に限るが、認可外施設は該当しない。	----- (所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満)	徴収	徴収
	第5階層 (所得割額 169,000 円未満)		
	第6階層 (所得割額 301,000 円未満)		
	第7階層 (所得割額 397,000 円未満)		
	第8階層 (所得割額 397,000 円以上)		
1号認定副食費（給食費）階層表			
多子カウント基準	階層区分(市町村民税)	第1子	第2子
年齢にかかわらず、世帯中最年長の子から第1子とする。	第1階層 (生活保護世帯)	免除	免除
	第2階層 (市町村民税非課税世帯)		
	----- ひとり親・障がい児(者)のいる世帯		
小学校3年生までの子をカウントする。	第3階層 (所得割額 77,100 円以下)	徴収	徴収
	----- ひとり親・障がい児(者)のいる世帯		
小学校3年生までの子をカウントする。	第4階層 (所得割額 77,101 円以上 211,200 円以下)	徴収	徴収
	第5階層 (所得割額 211,201 円以上)		



## 5 保育料及び給食費徴収の有無の変更について

下記の①～③に該当する世帯は、保育料及び給食費徴収の有無が変更となる場合がありますので、子育て支援課へお申し出ください。

① 修正申告により課税情報に変更があった場合

保育料及び給食費徴収の有無の算定は、**現年度中のみ** <sup>さかのぼ</sup> 遡って適用されます。

② 世帯状況に変更があった場合

例)・婚姻、離婚、死亡による世帯員の変更

- ・生活保護受給開始（廃止）
- ・障がい者扶養世帯となった
- ・祖父母と同居することになった

③ 保育の必要性の要件が変わり、支給認定区分や保育の必要量に変更があった場合

- 例)・退職した：就労（標準時間）⇒求職（短時間）  
 ・復職した：育休（短時間）⇒就労（標準時間） …etc.

保育料及び給食費徴収の有無の再算定によって、  
 増額となった場合の差額分→納付書で納付  
 減額となった場合の差額分→（未納がない場合）原則として還付  
 （未納がある場合）原則として充当

## 6 多子軽減措置について

同一世帯から就学前児童が特定教育・保育施設に同時に2人以上入所している場合は、多子軽減措置によって、第2子半額、第3子以降無料となります（認可外保育施設は含まない）。

1号認定と2・3号認定で多子カウントの方法が異なります（下図参照）。

	0歳	1歳	2歳	(年少) 3歳	(年中) 4歳	(年長) 5歳	小1	小2	小3	小4
1号			第3子	第2子	第1子					小4以上は カウントしない
2・3号	第3子 無料	第2子 半額	第1子 全額				小1以上は カウントしない			

下記の施設を利用している場合は、『保育料（利用者負担額）多子軽減届出書』の提出が必要です。

- ◎海星幼稚園
- ◎特別支援学校（幼稚部）
- ◎企業主導型保育施設
- ◎児童発達支援・医療型児童発達支援または居宅訪問型児童発達支援施設
- ◎児童心理治療施設

都合により別居している兄弟がいる場合でも、生活費の送金を行っている等「生計が同一」と認められる場合は、別居している兄弟も多子カウント対象となります。その場合、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者、児童手当の支給対象児童であるか等を確認します。

## 7 幼児教育・保育の無償化について



子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園や保育園（所）、認定こども園などを利用する3～5歳の子どもと、0～2歳の市区町村民税非課税世帯の子どもの保育料が無償となります。利用する施設やサービスによっては、新たにお手続きが必要となります。

### 1 必要な認定と対象者について

無償化の対象となるためには、市へ保育の必要性の認定についての申請書を提出し、次のいずれかの認定を受ける必要があります。

必要な認定		クラス年齢	保育の必要性 (P6 参照)	認定区分
子ども・子育て支援支給認定	公立幼稚園や保育所及び認可保育所や認定こども園等を利用するために <u>行っている認定</u> です。	3～5 歳	なし	1 号
			あり	2 号
		0～2 歳	あり	3 号*
子育てのための施設等利用給付認定	認可外保育施設等の <u>利用料が無償化となるための認定</u> です。利用については直接施設へのお申込みが必要となります。	3～5 歳	なし	新 1 号
			あり	新 2 号
		0～2 歳	あり (住民税非課税世帯)	新 3 号

※3号認定で、住民税非課税世帯の子どもが保育料無償化となります。

### 2 給付の方法

無償化となった保育料の給付方法として現物給付と償還払いの2つがあります。

給付方法は施設によって異なります。

現物給付	上限の範囲内で、施設への支払いが不要となります。(施設が市町村へ請求)
償還払い	保護者が施設に保育料を支払った際の領収書と必要書類を子育て支援課へ持参して払い戻しの申請をした後、上限の範囲内で保育料が払い戻される。(保護者が市町村へ請求) 請求可能期間は利用月の翌月1日から起算して2年。

### 3 対象施設・サービス等（公立幼稚園及び保育所・認可保育園等以外）

子育てのための施設等利用給付認定を受けることで保育料が無償化となる対象施設・サービス、認定区分等は下表のとおりです。

対象施設・サービス		保育の必要性	認定区分	【無償化となる月額上限額】		給付方法
				3～5 歳児	住民税非課税世帯の0～2 歳児	
私立幼稚園	海星幼稚園 (教育部分のみ)	—	新1号	【25,700 円/月】	—	現物給付
預かり保育	海星幼稚園 (教育部分 +預かり保育)	○	新2号	【11,300 円/月】 (長期休暇中も同額) ※利用日数に応じて 月額上限の変動あり (450 円×利用日数)	—	償還払い
	公立幼稚園 ・いのだ幼稚園 ・ひらくぼ幼稚園 ・のそこ幼稚園 ・あかし幼稚園					現物給付
	新栄町こども園					
	認定こども園 なごみの広場					
	認定こども園 ふくぎこども園					
	認定こども園 平得わらべ保育園					
認可外 保育施設	サンライトこども園	○	新2号 新3号	【37,000 円/月】	【42,000 円/月】	償還払い
	しらうめ保育園					現物給付
一時預かり保育	石垣島ベビーシッター サービスわらび	○	新2号 新3号	【37,000 円/月】	【42,000 円/月】	償還払い
	産後ケア ステーションやいま					
	海邦保育園					
	海邦第2 保育園					
	アスク真栄里保育園					
	石垣島ファミリー サポートセンター	○	新2号 新3号	【37,000 円/月】	【42,000 円/月】	償還払い

※次ページの注意事項もお読みください。

### 【注意事項】

- ▶給食費、送迎料、教材費、保護者会費などは無償化の対象となりません。
- ▷産後ケアステーションやいま（訪問）、海星幼稚園 2 歳児（たんぽぽ組）、学童保育施設は対象外です。
- ▶企業主導型保育事業の無償化に係る手続きなどの詳細については、各施設へ直接お問い合わせください。
- ▷年度途中で認定期間が満了となった場合は、満了日の翌日以降は無償化の対象となりません。認定期間の延長を希望する場合は、保育の必要性の事由等の変更手続きを行い認定期間の更新手続きをお願いします。
- ▶認定期間満了日以降の手続きは、再度申請（新規）が必要です。

## ★たいせつなお知らせ★

令和 6 年 10 月から、19 ページの表にある\*認可外保育施設は、**認可外保育施設指導監督基準を満たした施設**のみ、引き続き無償化対象施設・サービスとして利用することができます。

ご利用予定施設が認可外保育施設指導監督基準を満たしているかどうかの確認は、各施設または子育て支援課へお問い合わせください。

## 4 新 3 号認定の市区町村民税の確認について

新 3 号認定を受けるためには市区町村民税が非課税であることが条件となります。

8 月までは前年度の税情報、9 月以降は現年度の税情報を確認します。

年	令和 6 年								令和 7 年			
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
課税年	前期 (令和 5 年度の課税額)					後期 (令和 6 年度の課税額)						
収入	(令和 4 年 1 月～12 月分の収入)					(令和 5 年 1 月～12 月分の収入)						

### 【注意事項】

- ▶税情報の確認年度が変更になる際（令和 6 年 9 月）に課税世帯となっていた場合、認定期間は令和 6 年 8 月末日までとなります。
- ▷保護者の税情報が確認できない場合や未申告となっている場合は認定できません。